

平成28年(ワ)第696号 放送法遵守義務確認請求事件
原告 溝川悠介 外44名
被告 日本放送協会

第1回口頭弁論における陳述書

平成29年3月23日

奈良地方裁判所 民事部1C係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 安藤昌司

第1 請求の趣旨について

原告ら45名がこの裁判で求めることは、第一に、ニュース報道番組において、被告NHKには、放送法第4条を遵守して放送する義務があることを確認することです。

そして、第二に、仮に放送法第4条を遵守して放送する法的な義務までは認められないとしても、被告NHKには、自ら定めた「国内番組基準」を遵守して放送する義務があることを確認することです。

第2 請求の原因について

1 被告NHKには、放送法や、国内番組基準で定められた基準をクリアした放送番組を、我々視聴者に対して放送する義務があります。

2 私たちは、放送法第64条第1項によって、テレビなどの受信設備を設置したときには、NHKと受信契約をしなければならないとされています。

本来、契約するかどうかというのは、個人の自由ですから、受信契約をしなければならないというのは、その自由を制限するものです。

このような制限が許されるのは、NHKが、法律に定められた基準に基づいて、公平な放送をしてくれることになっているからです。

もし、政府広報のようなものが放送されるのだとすれば、そのような放送に受信料を支払う必要はありません。

受信契約が義務付けられるのは、NHKが、放送法に基づいた公平な放送をすると定められているからこそ、許されることなのです。

3 そこで、放送法は、NHKに対して、公平な放送をすることを義務付けています。

すなわち、放送法第81条は、被告NHKに法第4条第1項の遵守義務を課しています。

そして、放送法第4条第1項は、放送事業者に対し、放送番組の編集に当たって守るべき次の4項目を挙げています。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないですること。
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

4 さらに、放送法第5条は、放送事業者に対し、放送番組の種別（これは、教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等の区分をいいます。）や放送の対象者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならないと定めています。

そして、被告NHKは、この放送法第5条をうけて、「国内番組基準」を作成しています。

これを見ると、「第1章 放送番組一般の基準」「第4項 政治・経済」では「政治上の諸問題は、公正に取り扱う。」と定められています。

「第5項 論争・裁判」では「意見が対立している公共の問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにし、公平に取り扱う。」と定められています。

これは、被告NHKが自ら定めた基準です。

5 ところが、被告NHKは、あきらかに放送法第4条、そして自ら定めた国内番組基準に違反した放送をしているのです。

(1) NHKの違法性が一般に知れ渡ったのは、平成26年1月25日、靱井勝人氏のNHK会長就任時の発言でした。

「政府が右を向けという時に、NHKが左を向くというわけにはいかない」、「戦時慰安婦はどここの国にもあった」、

「秘密保護法は通ってしまったのでいまさら言っても仕方がない」

(2) その後、靱井氏は、平成28年4月の熊本地震に際し「原発については、住民の不安をいたずらにかきたてないよう、公式発表をベースに伝えることを続けてほしい」等と発言し、報道現場に直接間接に委縮効果をもたらす発言を繰り返しました。

(3) さらに、最近のニュース報道番組においては、安倍首相を必要以上に持ちあげ、現政権の政策をことさら強調し、本来NHKに求められている、「様々な角度から論点を明らかにし、事実を多角的に伝えるという報道の基本」が蔑ろにされており、NHKは「もはやアベチャンネルである」とまで揶揄されています。

6 まとめ

日本のマスメディアは、戦前、「大本営発表」の道具にされ、戦争に加担した経緯があります。

この苦い経験から、NHKは、「公共放送」として発足したのです。

原告らは、このまま手を拱いていれば、ニュース報道番組において、放送法第4条や自ら定めた国内番組基準が遵守されない状況が是正されず、ふたたび大本営発表のような不公正な放送がなされることを恐れ、本裁判を提起したのです。

以上